

新病院建設に対する方針

<基本姿勢>

市立病院は、施設・設備の老朽化、狭あい化が限界に達し、また、二つに分かれていることにより非効率な経営を余儀なくされており、市民の健康と安心・安全な医療を引き続き提供するためにも、病院の統合新築が必要であるとの認識のもと、新病院の建設を目指すことに変更はない。

<今後の方針>

病院事業を取り巻く状況が大きく変化してきており、新病院建設に係る作業は、今年度の病院の入院・外来収益や平成20年度の国の財政措置等の動向を見極めた上で進める必要があると判断し、以下のように対応することとした。

1. 新病院建設用地の購入を平成20年度に変更する。
2. 基本設計については、平成19年度の委託業務を一時中断し、平成20年度の用地購入に係る起債申請の時期を見極めて再開する。

なお、平成19年度の医療機器の購入については、予定どおり今年度整備することとし起債申請を行う。

<方針決定の理由>

これまで、平成19年度の起債申請に当たっての事前協議は、①医療機器購入、②新病院建設用地購入を前提に、不良債務解消計画を示して進めてきたが、北海道としては不良債務の解消計画の実効性を見極めた上で起債許可の判断をするという考え方を示している。

今年度上半期の病院事業の入院・外来収益は昨年並みの水準を維持しているものの、不良債務解消計画における見込みには届かず、厳しい経営状況となっていることから、計画期間中の病院の入院・外来収益の減収分を病院の経営努力と一般会計からの繰入金増額で補てんすることとし、不良

債務解消計画を見直した。

しかし、一般会計においても平成19年度の地方交付税が見込みより大幅に落ち込むなど大変厳しい財政状況にあり、病院の本年度下半期の入院・外来収益の状況がこの計画の実効性に大きく影響すると考えている。

また、6月に成立した「地方財政健全化法」や年内に示される「公立病院改革ガイドライン」で策定が求められるであろう「経営改善のための計画」の、今回見直した不良債務解消計画ひいては20年度以降の起債導入への影響、加えて、全国的に自治体病院の経営が悪化している現状において、北海道市長会でも要望している自治体病院に対する「新たな経営健全化支援措置」や地方交付税等の平成20年度地方財政対策を見定める必要があると考えている。

したがって、今後の病院の入院・外来収益の状況や年末には明らかになると思われる前述した国の動き、年度末に予定される起債許可の状況等々を総合的に踏まえた判断が必要であると考えている。

そのため、新病院建設用地の購入は、平成19年度起債許可の可否が年度末となる状況では、手続的に間に合わないため平成20年度に変更し、併せて基本設計についても平成19年度の委託業務を一時中断して、平成20年度の用地購入に係る起債申請の時期を見極めて再開することとし、病院の統合新築を進めていくこととした。

なお、平成19年度の医療機器の購入については、市民に適切な医療サービスを提供するために、計画的な医療機器の更新と高度化は必要であり、予定どおり今年度起債申請をして整備することとし、起債許可が出ない場合はリース契約に変更する。

以上